

Straight away

IFRS bulletin from PwC

14 June 2012

IASB と FASB によるリースに関する再審議 -2012年6月

何が問題となっているか？

1年以上にわたる再審議を経て、今週(2012年6月11日の週)、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)(以下、両審議会)は、リースに関する2度目の公開草案の最終化に向けて大きく前進しました。両審議会は、借手のリース費用の認識方法に関して重要な決定を行うとともに、貸手の会計処理に関する従前の決定についても再検討を行いました。

借手の会計処理

両審議会は、リース期間が12カ月を超えるすべてのリースを、借手は貸借対照表に計上するというのを再確認しました。

リース費用を損益計算書でどのように認識するかについて、以下の2つのアプローチが決定されています。

- ・ 2010年公開草案で提案された前倒しの費用認識アプローチ
- ・ 現行のオペレーティング・リース会計に類似した費用総額を定額で認識するアプローチ

両審議会は、どのような場合にそれぞれのアプローチを適用するかを判断するため、新しい規準を提案する予定です。新しい判定規準(ブライツ・ライン)では、原則として、借手が原資産の僅少とは言えない部分を取得または消費しているかどうかによって判断することになります。僅少とは言えない部分を取得または消費している場合は、2010年公開草案で提案されたアプローチを適用しなければなりません。それ以外

の場合は、定額で費用を認識しなければなりません。

両審議会は、原資産の性質を会計処理に影響させるべきかどうかについても議論しました。両審議会は、不動産(土地もしくは建物(または建物の一部)、またはそれらの両方と定義される)のリースは、定額の費用認識パターンにより会計処理しなければならないという推定をおくことを決定しました。ただし、リース期間が原資産の経済的耐用年数の重要な部分を占める場合、または、固定リース料総額の現在価値が原資産の公正価値の実質的に全額を占める場合は除きます。

不動産を除く資産のリース、例えば機器などのリースは2010年公開草案で提案されたアプローチを適用しなければなりません。ただし、リース期間が原資産の経済的耐用年数の重要な期間を占めない場合、または、固定リース料総額の現在価値が原資産の公正価値と比較して相対的に僅少である場合は除きます。

貸手の会計処理

両審議会は、どちらのアプローチを適用すべきかの判断は、貸手と借手とで対称となるべきであると決定しました。したがって、貸手は、借手と同じ上述の「判定規準(ブライツ・ライン)」および推定を使わなければならないことが合意されました。両審議会は、以前に、すべての投資不動産のリースを新しいリース基準の適用範囲から除外することを決定していました。しかしながら、今週の決定は、投資不動産を国際会



計基準 (IAS) 第40号に従い公正価値により継続して測定することを妨げるものではないと思われま

借手に原資産の僅少とは言えない部分を取得または消費する権利を与えるリースの場合、貸手は「受取債権および残存資産」アプローチ (2011年10月のStraight away 72に概要を解説) を適用することになります。

一方、リースが原資産の僅少な部分のみの取得を表す場合、上述の理由により多くの不動産リースがこのケースとして推定されることとなりますが、貸手は現

行のオペレーティング・リースに類似するアプローチを適用します。すなわち、原資産は貸手の貸借対照表上に残り、リース期間にわたり、リース収益が定額で認識されます。

次のステップ

両審議会は、残りの論点を7月に審議する予定であり、2012年末に公開草案を、2013年中に最終基準を公表することを目指しています。両審議会は、最近、新基準の発効日について、コメントをしていません。しかしながら、昨年、新规定の適用までに十分に時間をとるということを明言しています。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.